

簡易型プロポーザル方式（公募型）に係る受託者選定手続開始の公表

次のとおり委託契約に係る受託者を募集します。

平成21年12月14日

品川区長

1 業務概要

- (1) 業務件名 武蔵小山創業支援センター運営業務委託
- (2) 業務内容 インキュベーションマネージャー業務委託
武蔵小山創業支援センター受付業務委託
- (3) 履行期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
(開設予定平成22年8月上旬)

2 参加申込に必要な要件等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 品川区工事請負業者指名停止基準（昭和55年10月22日区長決定）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 武蔵小山創業支援センターの設置目的を達成するために、施設運営を円滑かつ安定して実施できること。
- (4) 平成22年4月1日までに、2年以上のインキュベーションマネジメントの実務経験を有する人員を確保できること。
- (5) 品川区への競争入札参加申込資格がない事業者が申込をする場合は、参加申込の際に、次に掲げる書類を併せて提出するものとする。

履歴事項全部証明書（登記簿謄本の写し） 発行後3か月以内のもの（法人の場合に限る。）

履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本の写し） 発行後3か月以内のもの（個人で商号を用いる場合に限る。）

身分証明書 本籍地の区市町村長が発行するもので、発行後3か月以内のもの（個人で商号を用いないで営業している場合に限る。）

財務諸表 貸借対照表および損益計算書（直前決算のものに限る。）

法人事業税の納税証明書 発行後3か月以内のもの（法人の場合に限る。）

納税証明書その1（法人税） 発行後3か月以内のもの（法人の場合に限る。）

納税証明書その1（申告所得税） 発行後3か月以内のもの（個人の場合に限る。）

納税証明書その1（消費税および地方消費税） 発行後3か月以内のもの

* から までの書類については、各税目における完納を証明するものに限る。

3 手続方法等

(1) 参加申込

必要書類 簡易型プロポーザル方式（公募型）参加申込書

受付場所・方法 ものづくり・経営支援課へ持参または郵送すること

提出期限 平成21年12月28日午後4時（必着）

4 その他

詳細は、武蔵小山創業支援センター運營業務委託に係る簡易型プロポーザル方式実施要領による。

【本公表に関する問い合わせ先】

〒141-0033 東京都品川区西品川1-28-3

品川区地域振興事業部ものづくり・経営支援課経営支援係 担当 多田・松本

電話番号03-5498-6334 FAX番号03-5498-6338

メールアドレス mono-keiei@city.shinagawa.tokyo.jp